SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

平成29年1月版

THE クルマの保険

個人用自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書

THE クルマの保険

個人用自動車保険

INDEX

「THE クルマの保険」の特長 …… P①・②

万全の事故・故障対応 …… P③・④

先進のサービス …… P⑤

充実の補償

相手人 相手お車・物への賠償 …… P⑥

ご自身人の補償 …… P⑦・⑧

ご自身お車・物の補償 …… P⑨・⑩

ロードアシスタンス …… P⑪・⑫

主な特約 その他の補償 …… P⑬

補償内容のチェックポイント …… P⑭

各種割引制度のご説明 …… P⑮

ご契約条件の設定 …… P⑯～⑱

重要事項等説明書 …… P⑲～㉖

「THE クルマの保険」の対象自動車、対象契約および記名被保険者は次のとおりです。

■対象自動車：自家用8車種

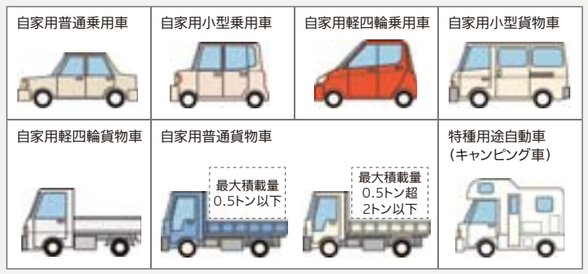

■対象契約：ノンフリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が９台以下のご契約）

■記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方）：個人

「THE クルマの保 険」は、万全の事故・故障 対応 先進のサービス 充実の補償 で お客さまに『安心』『安全』をお届けします。

万全の事故・故障対応

詳しくは P③・④

事故対応

24時間365日対応で不安を解消!

事故対応窓口『事故サポートセンター』では、平日夜間や土日祝日も、事故の際にお客さまが必要とする初動対応をすばやく行います。

ロードアシスタンス

すべてのご契約で利用可能!

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーけん引や応急処置などのロードアシスタンスを24時間365日スピーディーにご提供します!

先進のサービス

詳しくは P⑤

ポータブルスマ イリングロード

すべてのご契 約で利用可能!

「万一の事故時にワンプッシュで事故連絡できる『安心』の機能」「運転診断など事故防止に役立つ『安全』な機能」「高精度で『快適』なカーナビゲーション機能※」を提供するアプリです。

※カーナビゲーション機能は、株式会社ナビタイムジャパンから提供を受けています。

「安心」「安全」「快適」の運転ナビゲートアプリ!!

PORTABLE SMILING ROAD
ポータブル スマイリングロード

損保ジャパン日本興亜が提供する安心・安全サポート機能!

- ワンプッシュ事故連絡・相談
- パーソナル運転診断レポート
- リアルタイム天候情報 など

高機能・常に最新地図のカーナビを手のひらに!

- 経路探索
- 渋滞情報
- VICS情報 など

環境を考えるあなたと損保ジャパン日本興亜の取組みです。

Web約款 のご利用をおすすめします!

ペーパーレスによる環境保護を促進するため、「ご契約のしおり（約款）」の送付を省略し、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト上で閲覧できる「Web約款」を積極的にご提案させていただいております。

また、「ご契約のしおり（約款）」に加え、保険証券（または保険契約継続証）の送付を省略する「Web証券」もご用意しております。

充実の補償

4つの基本補償

さらに 安心の自動セット

安心の補償・サービスで、お客さまご自身・ご家族の生活をお守りします。

まかせて安心 入院時アシスタンス

- 入院生活サポート

詳しくは P⑧

業界初

入院時の生活をサポート

無過失車対車事故の特則

過失がない事故で車両保険を使用しても等級はダウンしません!

詳しくは P⑨

THE First 倶楽部 豊かなカーライフをサポート!

宿泊や旅行、ゴルフ、レジャー施設など、さまざまなメニューを会員限定価格でご利用いただけます。

ご注意 ご利用には「マイページ」への登録が必要です。損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトからアクセスしてください。

万全の事故・故障対応でお客さま をサポートします!

事故発生

24時間365日 途切れることのない安心!

意外と多い休日や夜間の事故。損保ジャパン日本興亜は、夜間・休日でも「24時間初動対応サービス」で、事故直後のお客さまの不安を解消し、安心をお届けします。

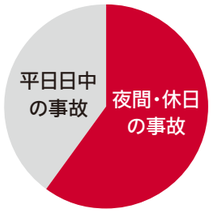

平成27年度実績

\業界最高水準/

夜間・休日の事故対応サービス

安心の「24時間初動対応サービス」

お客さまへの「24時間初動対応サービス」

保険対応の可否判断	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

車が動かない…

レンタカー代などの諸費用発生…

充実のロードアシスタンス!

詳しくは P⑪

■24時間365日サポート体制!
■全国約13,000か所のロードアシスタンスネットワーク!

平成28年4月現在

1. レッカーけん引 《クレーン作業も対象!》

修理工場などへレッカーけん引を行います(下記応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度※とします。)。

※ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(限度額15万円は適用しません。)。

2. 応急処置

現場で30分程度で完了する応急処置を行います。

主な事例
- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じこみ時の鍵開け
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 落輪した場合の引き上げ

3. 燃料切れ時の給油サービス

燃料切れ時に最大10リットルまで無料でお届けします。

トラブルに伴う諸費用を補償!

詳しくは P⑫

■修理でレンタカーを借り入れる費用を補償!
■トラブル当日から修理後までを幅広く補償!

トラブル当日 [宿泊移動サポート]

宿泊費用

移動費用

修理中

代車費用

修理後

引取費用

- ロードアシスタンス運搬後諸費用特約 [+オプション]
- 事故・故障時代車費用特約 [+オプション]

解決

約9割のお客さまに、「ご満足」いただいています!

お客さまアンケート結果

事故にあわれたお客さまへ保険金のお支払いの際にアンケートを送付し、事故対応サービスに対する満足度を調査しています。

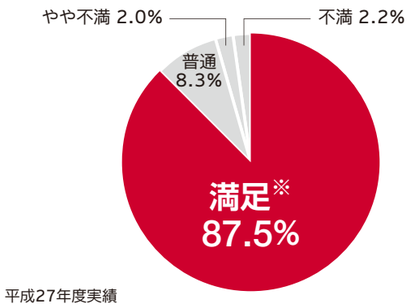

平成27年度実績

※満足割合は、満足76.4%・やや満足11.1%の合計を表示しています。

お客さまの声

すべての質問に分かりやすく丁寧に教えてくださいました。電話の対応もこちらの様子を気にかけて話をしてくれてうれしかったです。事故をして慌てていて、不安でしたが落ちつくことができました。ありがとうございました。

事故の相手方が日本語を話せない場合も安心!

損保ジャパン日本興亜の事故サポートセンターでは5か国語(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語)で、事故受付や初動対応が可能です。

安心の事故対応ネットワーク

日本全国のどこで事故が発生しても速やかに対応できるよう、全国約310か所の保険金サービスネットワークを展開し、約11,100人の経験豊富な保険金サービススタッフが、事故にあわれたお客さまを全力でサポートします。

平成28年4月現在

日本全国の安心の事故対応網
47都道府県 約310か所

先進のサービス でお客さまをサポートします!

個人のお客さま向け安全運転ナビゲートアプリ

PORTABLE SMILING ROAD
ポータブル スマイリングロード

保険会社ならではの「安心」「安全」のサポートに加え
高機能カーナビで「快適」なドライブを実現します。

安心 万一の事故時も簡単連絡

ワンプッシュ事故連絡・相談

ワンプッシュで「現在地の確認」や「損保ジャパン日本興亜への事故連絡・相談」が行えます。

現在地確認

事故連絡

安全 事故防止に役立つ運転支援サービス

パーソナル運転診断レポート

お客さま一人ひとりの走行データを解析し、運転特性に応じてきめ細かい運転診断・アドバイスを行います。

運転診断

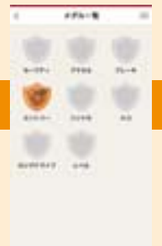
診断によりメダル獲得

診断結果全国ランキング

快適 高機能なカーナビ・渋滞情報

高機能経路探索・渋滞回避ルート案内

高精度の渋滞情報を活用したリアルタイムルート案内により、正確な到着時間を案内し、ゆとりある安全なドライブをサポートします。

ドライブに役立つ情報をリアルタイムでお届け
・渋滞情報　・駐車場の満空情報　・ガソリン価格　など

ルート案内

ルート検索

ダウンロード方法　App Store、Google Playで検索してください。　アプリの詳細はQRコードからアクセス!

App Store からダウンロード　Google Play　ポータブルスマイリングロード　検索　http://www.sjnk.jp/kinsurance/smilingroad/smp/

●ご利用環境・対象機種などはダウンロードサイトでご確認ください。機種によっては、サービスをご利用いただけない場合があります。

ご注意
●パケット通信料はお客さまのご負担となります。
●本アプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。
●本アプリのカーナビゲーション機能は、株式会社ナビタイムジャパンから提供を受けています。
●画面はイメージです。また、サービス内容などは変更となる場合があります。

充実の補償 でお客さまをお守りします!

対人賠償責任保険 まかせて安心 示談交渉サービス　相手 人 への賠償

事故への備えは万全に、安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金　事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP㉑をご確認ください。

対物賠償責任保険 まかせて安心 示談交渉サービス　相手 お車・物 への賠償

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP㉑をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので、修理費が時価額を超えてしまったときが心配!そんなときには…

対物全損時修理差額費用特約 ＋オプション

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した「差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

例）交差点で自動車と衝突。相手の自動車は全損と認定されました。
　対物賠償責任保険では相手の自動車の時価額までしか補償できません。
　相手は自動車の修理をしたいと要求しています（相手の自動車に車両保険は適用されていません。）。
　●お客さまの過失割合：相手の過失割合＝80：20

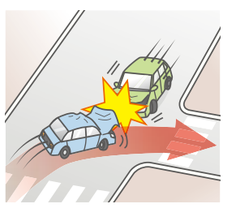

相手の自動車の修理費（70万円）
- 相手の自動車の修理費と時価額との差額（30万円）
- 相手の自動車の時価額（40万円）

相手の自動車の時価額＝40万円 ＜ 修理費＝70万円

対物賠償保険金とは別にこの特約から 30万円 × 80%＝ 24万円 をお支払い

対物賠償保険金は 40万円 × 80%＝ 32万円 をお支払い

合計56万円をお支払い

まかせて安心 示談交渉サービス
損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉を行います。

自動セット　ご契約の内容により必ず付帯されます。
＋オプション　お客さまのご希望により付帯できます。

人身傷害保険

ご自身　人　の補償

万が一のケガにも安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

人身傷害車外事故特約 ＋オプション

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

■補償範囲

補償の対象 ／ ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の自動車※2に搭乗中の事故	歩行中の自動車事故および自転車などを運転中の自動車事故
基本補償（搭乗中のみ）	○	×※3	×
人身傷害車外事故特約付帯	○	○	○

※1「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。
①記名被保険者
②①の配偶者
③①または②の同居のご親族
④①または②の別居の未婚のお子さま
※2「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
※3 他車運転特約により補償の対象となる場合があります。
ただし、「他の自動車」が自家用8車種で、運転中の場合に限ります。

「お客さまご自身およびご家族」

お支払いする保険金

損害保険金

入院・通院された場合	治療費などの実費	＋	休業損害 働けない間の収入	＋	精神的損害			など
後遺障害を被られた場合	治療費などの実費	＋	逸失利益 労働能力を喪失した ことにより失った将来の収入	＋	精神的損害	＋	将来の介護料	など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	＋	逸失利益 お亡くなりになった ことにより失った将来の収入	＋	精神的損害	＋	葬儀費用	など

＋

入通院定額給付金

入通院日数が5日以上となった場合、あらかじめお選びいただいた金額（10万円または20万円）をお支払いします。

入院生活サポート費用保険金

事故発生日から5日目以降90日間の期間を対象として、入院時の病室でのご本人の身の回りのお世話などのために利用したヘルパー費用（日額15,000円限度）をお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP㉑をご確認ください。

まかせて安心 入院時アシスタンス

大きな事故にも安心を!お客さまとご家族を支える3つのサービスメニュー

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまとご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

キャッシュレスでご利用いただけます

業界初

①入院生活サポート　すべてのご契約が対象

入院中の病室で、買い物・洗濯の代行、見守りなどのヘルパーサービスを提供します!

1日あたり連続で3時間限度

株式会社ニチイ学館と提携

②家事・介護サポート ＋オプション※

ご自宅での炊事・洗濯・日常掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します!

1日あたり25,000円限度

株式会社ニチイ学館と提携

③お見舞返しサポート ＋オプション※

5日以上入院された場合に、退院後の快気祝・お見舞御礼の贈答品を専用カタログからお選びいただき、ご指定先にお届けします!

1回の事故につき10万円限度

伊勢丹、髙島屋、三越と提携

※人身傷害入院時諸費用特約を付帯した場合、対象となります。

ご注意
1.「①入院生活サポート」「②家事・介護サポート」については、一部地域では対応できない場合があります。サービス提供できない場合であっても、「入院生活サポート費用保険金」「人身傷害入院時諸費用特約」の補償の対象となるときは、それぞれの保険金をお支払いします。
2.「①入院生活サポート」については「入院生活サポート費用保険金」、「②家事・介護サポート」および「③お見舞返しサポート」については「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間に限り、サービス提供します。
3. サービスの内容は、お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配!そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約 ＋オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、右記①～④の費用をお支払いする特約です。

■入院時諸費用のお支払い限度額
1事故、被保険者1名につき、右記①～④の費用の合計額をお支払いします。
ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

■入院時諸費用の種類

①家事・介護のヘルパー費用	②保育施設預け入れ等費用	③ペット預け入れ等費用	④退院時諸費用
家事・介護を代行するためにヘルパーサービスを利用するための費用	お子さまの身の回りのお世話を代行するためにベビーシッターサービスまたは保育施設を利用するための費用	ペット※のお世話を代行するためにペットシッターサービスまたはペット専用施設を利用するための費用 ※犬または猫に限ります。	退院後の快気祝・お見舞御礼の贈答品の購入、快気祝の祝宴を催すための費用

ご注意
1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 ＋オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

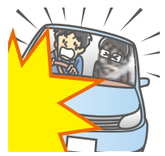

無保険車傷害特約 自動セット

保険を契約していない自動車との事故などで亡くなられたり、後遺障害が生じたりした場合で、相手の方から十分な補償を受けられないときに、被保険者1名ごとに、その損害額などについて保険金をお支払いする特約です。なお、相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

ご注意 保険金額は「無制限」とします。

車両保険

ご自身 お車・物 の補償

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

■補償範囲

事故例 / ご契約タイプ	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など				単独事故			あて逃げ	地震
			火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆		
							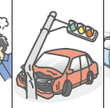		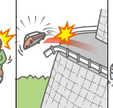		
一般条件	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○	×
車対車・限定危険※1	○※2	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×	×

※1「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
※2「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。
※3「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、付帯された特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP㉑をご確認ください。

ご存知ですか?

追突された場合など、お客さまに過失がなくても車両保険を使うと継続契約の等級がダウンすることがあります。

THE クルマの保険は「無過失車対車事故の特則」が標準装備されているから大丈夫!
等級はダウンしませんので、安心して車両保険をご利用いただけます。

無過失車対車事故の特則 自動セット

相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、損保ジャパン日本興亜と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が判断した場合
- 事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

ご注意 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。

より安心に! 充実のオプション補償ラインナップ!

事故で新車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい! そんなときには…

車両新価特約 +オプション

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。
また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)をお支払いします。

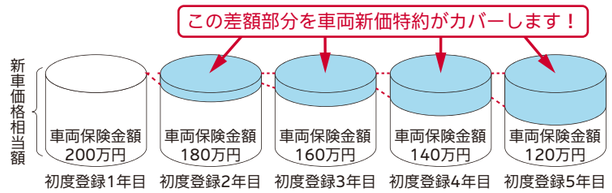

ご注意
1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)。
2. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限ります。
3. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
   ・リースカーを対象とするご契約ではないこと。
   ・新車価格相当額が車両保険金額の2倍以下の金額であること。
   ・満期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月以内であること。

事故で車が全損! 買い替えるまでの諸費用を手厚く補償したい! そんなときには…

全損時諸費用再取得時倍額特約 +オプション

ご契約の自動車が全損となった場合で、代替自動車を取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額※にしてお支払いする特約です。

※車両保険金額の20%(40万円限度)をお支払いします。

ご注意
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得された場合に限ります。
2. リースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。

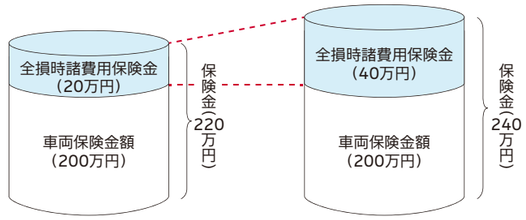

事故で修理費が高額!
だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい! そんなときには…

車両全損修理時特約 +オプション

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が車両保険金額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

ご注意
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限ります。
2. この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

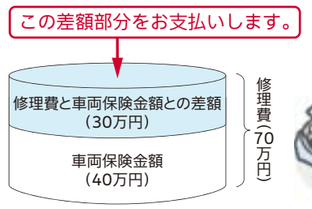

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 +オプション

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、原則キャッシュレスでレッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。

ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

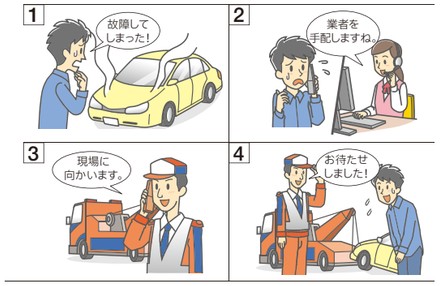

ロードアシスタンス専用デスク

365日　110番

0120-365-110　おかけ間違いにご注意ください。

レッカーけん引	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、現場に急行し、レッカーによるけん引を行います。 ◆ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(右記限度額15万円は適用しません。)。 ◆15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約180km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)となります(ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。)。	**1事故につき 15万円限度** ご注意 レッカーけん引費用、応急処置費用合計での限度額となります。
応急処置[30分程度]	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。 主な事例 •**バッテリー上がり時のジャンピング**(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。) •**キー閉じこみ時の鍵開け**(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。) •**パンク時のスペアタイヤ交換**※2 •**落輪した場合の引上げ**(クレーン作業を含みます。) ご注意 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。	
燃料切れ時の給油サービス	ご契約の自動車が燃料切れで走行不能※1となった場合に、燃料をお届けします。 ご注意 1. 1保険年度につき1回限り対象となります(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回まで対象となります。)。 2. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。 3. 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。 4. ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車、燃料電池自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を行います(最大30kmまでとなります。)。	**1回につき 最大10リットルまで無料**
宿泊移動サポート ＋オプション ※3	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となり、かつレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊・移動費用をお支払いします。	**1事故1被保険者につき •宿泊費用:1万円限度 •移動費用:2万円限度** ご注意 タクシー・レンタカーを利用した場合の移動費用は、1事故1台につき2万円限度となります。

※1「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。ただし、ご契約の自動車に直接生じた偶然な事由に起因する場合に限ります。
※2 パンク時にスペアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置などを行います。
※3 ロードアシスタンス運搬後諸費用特約を付帯した場合、対象となります。

ご注意　ロードアシスタンス特約およびロードアシスタンス運搬後諸費用特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

■ロードアシスタンスの対象とならない主な場合

- お客さまの故意または重大な過失による事故、故障またはトラブル
- 違法改造車、無免許運転、酒気を帯びた状態での運転など法令に違反している場合
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合
- 競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
- 車検切れの車両の場合
- 燃料切れ時またはご契約の自動車の鍵の紛失時に、ロードアシスタンス専用デスクへ事前にご連絡がなく、お客さまご自身でJAF・業者を手配された場合の費用
- 雪道、ぬかるみ、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合
- チェーン着脱作業費用
- 部品代(鍵の再作成費用を含みます。)、消耗品代、事故、故障またはトラブル以外での点検費用、JAF入会金・年会費など(JAF会員の場合、部品代、消耗品代は1保険年度につき1回限り、4,000円限度で補償。)
- 修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引費用
- パンク修理費用(出動費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。)
- お客さまの都合による車両保管費用
- お客さまの都合により、ロードアシスタンス業者が現場で待機した費用　など

■ご利用にあたっての注意事項

- 気象状態や交通事情などによってはロードアシスタンス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- 一部離島やロードアシスタンス業者の立入りが困難な場所は、対応ができない場合があります。
- けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応ができないことがあります。
- 詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

JAF会員の皆さまには『JAF+損保ジャパン日本興亜のロードアシスタンス』の充実したサポートをご提供します!

JAF会員向け優遇サービス

1. 応急処置時の部品代・消耗品代を補償!

応急処置の際にかかった部品代・消耗品代を、1保険年度につき1回限り、4,000円限度にサービスします。

2. 燃料切れ時の給油サービスは年2回!

燃料切れ時の給油サービスが1保険年度につき2回まで対象となります。(JAF非会員の場合、1保険年度につき1回限り対象となります。)

さらに

JAF提供サービスの利用が可能!

ロードアシスタンスでは対象外となる次のJAF提供サービスもご利用いただけます。

1. パンク修理
2. 雪道、ぬかるみ、砂浜などのため走行が困難な状態からの救援
3. タイヤチェーンの着脱

ご注意　1. JAF会員としてのサービスを受ける場合には、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただく必要があります。また、ロードアシスタンスをご利用の際にJAF会員証のご提示が必要となります(運転者または同乗者の方がJAF会員である場合に限ります。)。JAF会員としてのサービスを受けられなかった場合は、JAF非会員として取り扱います。
2. 作業開始前までにロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなかった場合は、サービスの対象外となります。

かけつけGPS　見知らぬ場所でトラブルにあった時に「かけつけGPS」がロードアシスタンスをもっと便利にします!

お客さま位置情報送信サービス	GPS機能を利用し、お客さまの位置情報を電話発信と同時にロードアシスタンス専用デスクに送信します!
レッカー車現在地確認サービス	ロードアシスタンス専用デスクから受信したSMSのURLにアクセスすると、レッカー車の現在地が確認できます!

スマートフォン・携帯電話から利用可能!

ここからアクセスできます!

ご注意　1.「お客さま位置情報送信サービス」のご利用に際し、GPS非対応機種およびGPS機能をオフにしている場合、現在地を表示できません。また、状況によって表示できない場合や誤差が生じる場合があります。
2. レッカー車によっては、「レッカー車現在地確認サービス」をご利用いただけない場合があります。

レンタカー費用などの諸費用をトータルで補償して欲しい!そんなときには…

ロードアシスタンス運搬後諸費用特約　＋オプション

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された後に被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

- ●宿泊費用保険金　1事故1被保険者につき1万円限度
- ●移動費用保険金　1事故1被保険者につき2万円限度
- ●引取費用保険金※　1事故につき15万円限度
- ●代車費用保険金　1事故につき1日あたりの代車費用の額に、代車の利用日数を乗じた額を限度とします。

※修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい!そんなときには…

事故・故障時代車費用特約　＋オプション

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。
ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

■「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約の代車費用補償」と「事故・故障時代車費用特約」の違い

・「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約」は、車両保険の適用がないご契約にも付帯できます。
・「事故・故障時代車費用特約」は、車両保険を適用したご契約に限り付帯できます。
また、「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約」で対象となる場合に加えて、事故時にレッカーけん引をしない場合も補償の対象となります。

補償範囲 / 特約	事故	故障	事故	故障
	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合	
ロードアシスタンス運搬後諸費用特約	○		×	
事故・故障時代車費用特約	○		○	×

「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用がお支払いの対象となる場合に補償の対象となります(運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用しません。)。

車両保険のお支払いの対象となる場合に補償の対象となります(運転者限定特約および運転者年齢条件特約を適用します。)。

主な特約　その他 の補償

原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい！そんなときには…

ファミリーバイク特約 ＋オプション

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

●補償内容
- ◆ファミリーバイク特約（人身傷害型）では対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。
- ◆ファミリーバイク特約（自損傷害型）では対人・対物賠償事故、自損傷害事故が補償されます。

ご注意　借用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。

被害事故の解決を弁護士に依頼したい！そんなときには…

弁護士費用特約 ＋オプション

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物（自動車、家屋など）を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

●**弁護士費用保険金**…1事故1被保険者につき　300万円限度
●**法律相談・書類作成費用保険金**…1事故1被保険者につき　10万円限度

ご注意　お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。弁護士費用等の合計額が300万円以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった！そんなときには…

個人賠償責任特約 ＋オプション

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故（自動車事故を除きます。）により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。また、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが責任無能力者の場合に、その親権者や監督義務者等が監督責任を負う場合にも、保険金をお支払いします。なお、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

●**保険金額**　日本国内で発生した事故　無制限
　　日本国外で発生した事故　1事故につき1億円

きかせて安心 示談交渉サービス（日本国内のみ）

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉を行います。

他車運転特約 自動セット

借用中の自動車（自家用8車種に限ります。以下同様とします。）を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

ご注意
1. 「借用中の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。
2. 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
3. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

補償内容のチェックポイント

2台以上の自動車のご契約に同じ補償を付帯されている場合は、お客さまの必要な補償に合わせたご契約内容にしていただくことにより、保険料を節約できることがあります。

同居

		1台目	2台目	3台目
人身傷害保険（詳しくはP⑦）	ご契約の自動車に搭乗されている方 ご契約の自動車に搭乗中の事故	自動車1台ごとに適用することで補償されます。	自動車1台ごとに適用することで補償されます。	自動車1台ごとに適用することで補償されます。
人身傷害車外事故特約（詳しくはP⑦）	お客さまご自身およびご家族※1の方 他の自動車に搭乗中の事故 歩行中・自転車などを運転中の自動車事故	いずれかの自動車1台に「人身傷害車外事故特約」を付帯することで補償されます※2。		
ファミリーバイク特約（詳しくはP⑬）	お客さまご自身およびご家族※1の方 原動機付自転車を使用中の事故	いずれかの自動車1台に「ファミリーバイク特約」を付帯することで補償されます※2。		
弁護士費用特約（詳しくはP⑬）	お客さまご自身およびご家族※1以外の方（友人・知人など） ご契約の自動車に搭乗中の被害事故	自動車1台ごとに付帯することで補償されます。	自動車1台ごとに付帯することで補償されます。	自動車1台ごとに付帯することで補償されます。
	お客さまご自身およびご家族※1の方 ご契約の自動車に搭乗中や車外での自動車事故などの被害事故	いずれかの自動車1台に「弁護士費用特約」を付帯することで補償されます※2。		
個人賠償責任特約（詳しくはP⑬）	お客さまご自身およびご家族※1の方 日常生活での偶然な事故	いずれかの自動車1台に「個人賠償責任特約」を付帯することで補償されます※2。		

ご注意（弁護士費用特約）この特約を複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。1つのご契約における弁護士費用保険金・法律相談・書類作成費用保険金のお支払い限度額は、1回の被害事故につきそれぞれ300万円・10万円が限度となります。

ご注意（個人賠償責任特約）
1. 日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約に付帯された場合は日本国外におけるお支払い限度額が合算されて補償されます。
2. 自動車保険または自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があるため、ご契約内容の見直しをおすすめします。

※1「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。
また、1台目のご契約のみ特約を付帯している場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

2台以上の自動車を1保険証券でまとめてご契約いただくと、補償の重複などの見直しも簡単にでき、最適な補償内容でご契約いただけるので安心です。
さらに、ご契約台数に応じて「ノンフリート多数割引」が適用されます。（詳しくはP⑮）

各種割引制度のご説明

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。
•ご契約者　•ご契約者の配偶者　•ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
•リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

2台の自動車をお持ちのお客さま	3台以上5台以下の自動車をお持ちのお客さま	6台以上の自動車をお持ちのお客さま
3%割引	4%割引	6%割引

ご注意
1. 複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
2. ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点でのご契約台数に応じて割引が適用されます。
3. 団体扱特約・集団扱特約を付帯したご契約の場合は、払込方法が月払いのご契約のみ割引が適用されます。
4. 適用する割引率は、ご契約期間の初日時点の台数によります。ご契約後に台数の増減があった場合でも、ご契約期間中の割引率は変更となりません。

親子でも　夫婦でも　企業でも　2台以上の自動車をお持ちのお客さまなら損保ジャパン日本興亜でまとめてご契約いただくとおトクです。

① **分割払でも割増なし!**
〈一括払も選択可能です。〉
「保険料分割払特約」を付帯する場合に一般のご契約なら必要な**分割割増(口座振替払の場合は5%、クレジットカード払の場合は4%)が不要**となります。

② **ムダのない最適な補償を!**
ご契約をまとめることで、補償の重複などの見直しも簡単にでき、最適な補償でご契約いただけるので安心です。

③ **継続手続きもラクに!**
ご契約の自動車の台数分必要だったご継続の手続きが、1回で完了します。

新車割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から下表の期間の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】

期間※1	割引率				
	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険	車両保険 6(S)等級※2	車両保険 左記以外
25か月以内	10%			21%	11%
26～49か月	−			11%	

【自家用軽四輪乗用車】

期間※1	割引率				
	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険	車両保険 6(S)等級※2	車両保険 左記以外
25か月以内	5%	3%	25%	10%	2%
26～49か月	−			2%	

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間
※2 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、6(S)等級に対する割引は初年度のみ適用されます。

損保ジャパン日本興亜では初度登録年月(または初度検査年月)からの経過月数が26～49か月の自動車をお持ちで、車両保険にご加入されるお客さまにも、「新車割引」が適用されます。

エコカー割引　3%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車、ハイブリッド自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。

福祉車両割引　3%割引

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの「福祉車両」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。

ご注意 エコカー割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。いずれの適用条件も満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

ご契約条件の設定

「THE クルマの保険」は運転する方と自動車の使用目的に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・年齢条件

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件特約により、範囲を限定することができます。

■運転者限定特約
運転者限定特約(本人・配偶者限定または家族限定)を付帯し運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
運転される方を限定することで、保険料を割り引きます。

限定する範囲	割引率
本人・配偶者限定	約7%
家族限定	約1%

■運転者年齢条件特約
運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

1. 運転者の範囲をご確認ください。

○…補償の対象　×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲 ① 記名被保険者または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件を適用します。	運転者年齢条件を適用しません※。

※③または④の方であっても、①または②のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

2. 運転者の年齢条件をお選びください。
年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。

◆運転者の年齢条件

全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償

◆記名被保険者年齢区分
記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。
1年契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超える長期契約の場合は、「各保険年度ごとの初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。
なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	「全年齢補償」または「21歳以上補償」			「26歳以上補償」または「35歳以上補償」					
記名被保険者年齢別料率区分	23歳以下	24歳～29歳	30歳以上	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

自動車の使用目的は?

ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して※業務(仕事)に使用されますか?
- はい → 業務使用
- いいえ → ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して※運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)に使用されますか?
  - はい → 通勤・通学使用
  - いいえ → 日常・レジャー使用

※「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時点以降1年間)を通じて月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。

運転免許証の色は?

ゴールド免許割引 (12%割引)

ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合は、「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。
また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中にご契約期間の初日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーであっても「ゴールド免許割引」を適用します。
①運転免許証を更新すればゴールド免許を保有できるが、ご契約期間の初日時点で更新していない場合
②運転免許証を更新しなければゴールド免許を保有していたが、ご契約期間の初日時点で更新していた場合

運転免許証の色(帯の色)

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。

ご注意 等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間
事故があった場合に「事故有」の割増引率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書（または契約更新確認書）、保険証券（または保険契約継続証）などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

1. 新たにご契約される場合

6（S）等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険を契約される場合で、複数所有新規制度（セカンドカー割引）の適用条件をすべて満たすときは、7（S）等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級		年齢条件			
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
6（S）	割増引率	28%割増	3%割増	9%割引	12%割引
7（S）	割増引率	11%割増	11%割引	40%割引	

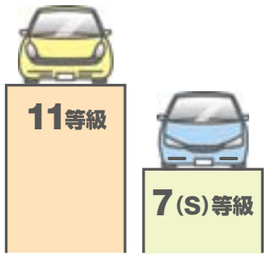

◆複数所有新規制度（セカンドカー割引）

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約※されている方が、2台目以降の自動車（自家用8車種）を新たにご契約になる場合で一定の条件を満たすときは、7（S）等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。
※損保ジャパン日本興亜で契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。

新たにご契約になる2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2. 継続してご契約される場合（他社からの切替契約を含みます。）

◆等級の決定方法について

ご契約期間が1年の場合、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します（ご契約期間が1年以外のご契約の場合は取扱いが異なります。）。
なお、保険金をお支払いする事故は3種類があり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	他の事故がない場合、1等級上がります。	・人身傷害保険事故　・搭乗者傷害特約事故 ・ロードアシスタンス特約事故　・弁護士費用特約事故 ・ファミリーバイク特約事故　・個人賠償責任特約事故　など
1等級ダウン事故	事故1件につき、1等級下がります。	・いたずらや盗難により車両保険のみ支払われる事故　など
3等級ダウン事故	事故1件につき、3等級下がります。	・ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故

詳しくはP㉖をご確認ください。

1 現在16等級で無事故
➡継続契約は17等級

2 現在16等級で
1等級ダウン事故が1件発生
➡継続契約は15等級

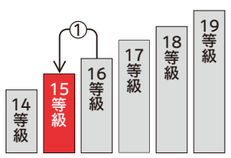

3 現在16等級で
3等級ダウン事故が1件発生
➡継続契約は13等級

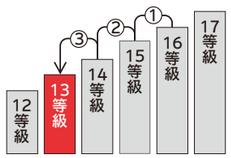

4 現在16等級で
3等級ダウン事故と
1等級ダウン事故が1件ずつ発生
➡継続契約は12等級

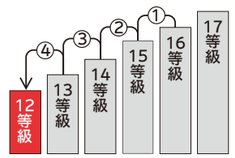

◆適用する割増引率について

前契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割増率（%）			割引率（%）																	
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

◆事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例
20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

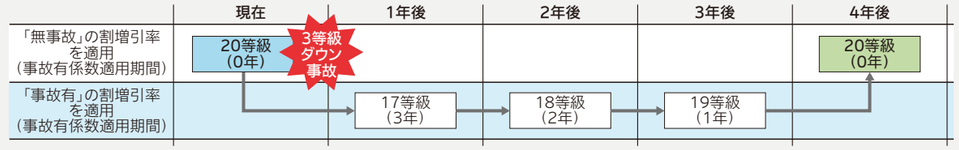

ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約（損保ジャパン日本興亜でご契約の場合に限ります。）の等級および事故有係数適用期間を決定します。

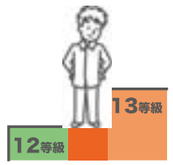

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意
1. 現在のご契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
2. この特則の適用に際しては、現在のご契約において事故が発生していない場合など、一定の条件があります。
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

例）平成28年5月1日からのご契約（ご契約期間1年）を
平成28年10月1日に解約後、この特則を利用して
平成29年5月1日までの短期契約を締結される場合

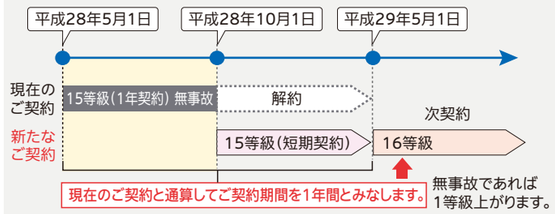

ご契約の更新時には、更新手続きもれをサポート!

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 自動セット

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日までに取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただく場合があります。

ご注意 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日

自動車保険をご契約いただくお客さまへ

平成29年1月版

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約などによって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下、損保ジャパン日本興亜）までお問い合わせください。

このマークがある項目の詳細については、「ご契約のしおり（約款）」の該当項目をご確認ください。「ご契約のしおり（約款）」は、保険証券（または保険契約継続証）とともに送付※しますが、あらかじめご確認される場合は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトにも掲載しています。なお、冊子をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

（注）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※ Web約款またはWeb証券を選択いただいた場合は、「ご契約のしおり（約款）」は送付しません。
（注）所有・使用する自動車の総契約台数※が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要があります。該当する場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。
※ 他の保険会社（共済を除きます。）で契約している自動車を含みます。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

	用語	内容
き	記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証（仮免許証を除きます。）をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
こ	ご契約者〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
	ご親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
し	自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）　⑧特種用途自動車（キャンピング車）
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
と	同居	生活の本拠地として同一家屋※に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。）・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。）・単身赴任の場合・就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。）・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

	用語	内容
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、原則として内縁の相手方※を含みます。 ※ 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
ひ	被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
み	未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
よ	用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパン日本興亜が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。

契約締結前におけるご確認事項

1．商品の仕組み　契約概要　「約款とは」「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

THE クルマの保険（個人用自動車保険）およびSGP（一般自動車保険）の基本的な補償、必ず付帯される【自動セット】※1、ご希望により付帯することができる【オプション】は次のとおりです。
なお、ドライバー保険については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

THE…THE クルマの保険のみ対象　SGP…SGPのみ対象

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険
【オプション】
- 対物全損時修理差額費用特約

相手への賠償

人の損害　　お車・物の損害

人身傷害保険
【オプション】
- 人身傷害車外事故特約
- 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約
- 人身傷害入通院定額給付金対象外特約※2
- 人身傷害入院時諸費用特約 THE
- 搭乗者傷害特約（一時金払） SGP
- 搭乗者傷害特約（日額払） SGP
- 一時金払医療保険金倍額特約 SGP

ご自身の補償

車両保険
【オプション】
- 車対車事故・限定危険特約
- 車両限定危険特約 SGP
- 車両新価特約
- 車両全損修理時特約
- 地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約
- 車両盗難対象外特約
- 全損時諸費用再取得時倍額特約
- 事故・故障時代車費用特約
- 全損時諸費用対象外特約

【自動セット】
- 無過失 車対車事故の特則※3
- 無保険車傷害特約※4
- 自損事故傷害特約※5 SGP
- 他車運転特約
- 臨時代替自動車特約 SGP
- ロードアシスタンス特約
- 安心更新サポート特約
- 継続うっかり特約

【オプション】
- ロードアシスタンス事業用特約 SGP
- ロードアシスタンス運搬後諸費用特約
- ファミリーバイク特約
- 車両積載動産特約
- 弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約

※1 自動セットとは、ご契約時のお申し出にかかわらず、ご契約の内容により必ず付帯される特約（特則）をいいます。
※2 人身傷害保険を適用しているSGPに、搭乗者傷害特約（日額払）を付帯する場合は、必ず付帯されます。
※3 相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、一定の条件を満たすときは、損保ジャパン日本興亜と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。
※4 人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。SGPの場合、対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。
※5 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます（人身傷害保険で補償されます。）。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。

2．基本的な補償および補償される運転者の範囲等

「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

(1)基本的な補償内容　契約概要　注意喚起情報

基本的な補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次のとおりです（ドライバー保険については、「ご契約の自動車」を「借用自動車」※1と読み替えます。）。

◎…必ず適用します　○…ご希望により適用します　×…適用できません

基本的な補償		THE	SGP	ドライバー	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合	
相手への賠償	対人賠償責任保険	◎	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※2などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。）。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害　など	・地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ・ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害　など
	対物賠償責任保険	◎	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※2などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ・台風、洪水、高潮によって生じた損害　など	
ご自身の補償	人身傷害保険	◎	○※3	○※3	ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故※4により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害　など	
お車の補償	車両保険	○	○	×	盗難※5や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品（カーナビゲーションシステム、ETC車載器など）のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害（火災を除きます。） ・タイヤの単独損害（火災・盗難を除きます。） ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害　など	

※1「借用自動車」とは、記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を除きます。
※2 損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。
※3 対人賠償責任保険が適用されている場合に限り適用できます。
※4 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。
※5 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

（注1）補償ごとに被保険者の範囲が異なります。
（注2）ドライバー保険は、保険金をお支払いすることができない主な場合について一部取扱いが異なる場合があります。

(2)自己負担額　注意喚起情報

対物賠償責任保険および車両保険は、自己負担額を設定することができます。
なお、車両保険の自己負担額の設定は次のいずれかの方式からお選びいただきます。
●定額方式（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額と同額である方式）
●増額方式（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額より高額となる方式）
ご契約の自己負担額については、保険契約申込書などでご確認ください。

(3)保険金額の設定　契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めるものと既に定まっているものがあります。
補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

(4)主な特約の概要　契約概要

THE クルマの保険およびSGPの主な特約の概要は次のとおりです。

●人身傷害車外事故特約【オプション】
人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。
（注1）他の自動車には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
（注2）この特約で補償の対象となる事故は、自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。
（注3）この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる被保険者は、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまに限ります。
（注4）記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。（SGPのみ）

●車対車事故・限定危険特約【オプション】
車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

〈車両保険のご契約タイプと補償範囲〉　○…補償の対象　×…補償の対象外

ご契約タイプ ＼ 事故例	他の自動車との衝突	盗難※1	火災・台風・竜巻	いたずら・物の飛来	単独事故	あて逃げ
一般条件	○	○	○	○	○	○
車対車事故・限定危険	○※2	○	○	○	×	×

※1 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。
※2「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。

●地震・噴火・津波車両全損時一時金特約【オプション】
地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円（車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。
（注1）この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパン日本興亜に移転しません。
（注2）この特約は、車両保険のご契約タイプが「一般条件」のご契約に付帯することができます。
ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。

(5)主な付帯サービス　契約概要

「ロードアシスタンス利用規約」

ロードアシスタンスのサービスメニューとして「レッカーけん引」、「応急処置」、「宿泊移動サポート」および「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。なお、「宿泊移動サポート」はロードアシスタンス事業用特約またはロードアシスタンス運搬後諸費用特約が付帯されているご契約に限り対象となります。ドライバー保険については、本サービスの対象外となります。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

(6)補償の対象となる運転者の範囲　契約概要　注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件特約により、範囲を限定することができます。
ご契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。
なお、SGPの場合は、運転者の範囲を設定できる用途車種が限定されます。ドライバー保険については、次の特約は対象外となります。

●運転者限定特約
運転者限定特約（本人・配偶者限定または家族限定）を付帯し運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

●運転者年齢条件特約
運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償※）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
※ THE クルマの保険のみ対象
（注）ご契約の自動車が原動機付自転車の場合は、21歳以上補償のみ選択できます。

○…補償の対象　×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件を適用します。	運転者年齢条件を適用しません※。

※ ③または④の方であっても、①または②のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

(7)ご契約期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご契約期間は1年間です。ただし、所定の要件を満たす場合は、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約することができます。
ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後4時（保険契約申込書などにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始し、満了する日の午後4時に終了します。

3．保険料の主な決定の仕組みと払込方法等

「保険料の主な決定要素と払込方法など」

(1)保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種、使用目的※1のほかに、主に次の要素により決定されます。ドライバー保険については、一部取扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	・所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間※2により保険料が割引・割増される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。 ・新たに契約する場合は6（S）等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。 ・11等級以上のご契約※3に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で一定の適用条件を満たすときは、7（S）等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率（複数所有新規割引）が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
記名被保険者年齢別料率	「THE クルマの保険の場合」、または「SGPで記名被保険者を個人、かつ運転者年齢条件を26歳以上補償に設定している場合」は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。1年契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「各保険年度ごとの初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。
型式別料率クラス制度	自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年１回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなることがあります。
各種割引	ご契約の自動車・ご契約条件によって、割引が適用されます。 ゴールド免許割引※1 新車割引 エコカー割引 福祉車両割引 ノンフリート多数割引 複数所有新規割引（セカンドカー割引）

※1 THE クルマの保険のみ対象
※2 事故があった場合に「事故有」の割増引率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が０年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
※3 損保ジャパン日本興亜で契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。

(2)保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

主な保険料の払込方法は次のとおりです。お客さまのご希望にそった払込方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない払込方法がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

主な払込方法		払込期日	払込回数	
			分割払	一括払
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%割増※1となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※2（分割払の場合は、以降毎月※3の振替日）	○	○
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法※4です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて4%割増※1となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末（分割払の場合は、以降毎月※3の末日）※5	○	○
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※6を、ゆうちょ銀行（郵便局）、損保ジャパン日本興亜所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※6で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×※7	○

※1 一定の条件を満たすご契約の場合は、割増のない分割払でご契約できます。
※2 原則26日（一部の金融機関は27日となる場合があります。）となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
※3 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。
※4 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードに限ります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券（または保険契約継続証）とは別にお届けします。
※5 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。
※6 払込票、請求書は保険証券（または保険契約継続証）とは別にお届けします。
※7 一定の条件を満たすご契約の場合は対象となります。
（注）お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

(3)保険料の不払い時の取扱い　注意喚起情報

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。
また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

（注）団体扱、集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4．満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

下表の特約が付帯されたご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約に付帯される特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

（注）1契約のみに特約を付帯した場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例（２台目以降の自動車保険の補償の場合を含みます。）
個人賠償責任特約	火災保険の個人賠償責任特約
人身傷害車外事故特約	2台目以降の自動車保険の人身傷害車外事故特約
弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約
ファミリーバイク特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約

契約締結時におけるご確認事項

1．告知義務（保険契約申込書などの記載上の注意事項）　注意喚起情報

ご契約者または記名被保険者（車両保険の補償を受けられる方を含みます。）には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】「告知義務と告知事項」

記名被保険者・生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。
記名被保険者の運転免許証の色（THE クルマの保険のみ対象）	ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有されている運転免許証の色をご確認ください。 運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料を割り引きます。
ご契約の自動車の使用目的（THE クルマの保険のみ対象）	次の基準をもとに使用目的を設定してください。ご契約の自動車の使用目的により保険料が異なります。 使用目的の区分／基準 業務使用：ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務（仕事）にも使用する場合 通勤・通学使用：「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含みません。）にも使用する場合 日常・レジャー使用：「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合 （注）「定期的に、かつ継続して」とは、年間（使用日時点以降1年間）を通じて月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。
前契約の有無、事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約※が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。 ※ 損保ジャパン日本興亜以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。

2．クーリングオフ（クーリングオフ説明書）　注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ご契約を申し込まれた日　本書面を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便ではがきを送付しご通知ください。
お申し出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

宛先およびご通知いただく事項（記入例）	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社クーリングオフ受付デスク(本社)行 下記の保険契約をクーリングオフします。 ・ご契約者住所 氏名 ㊞ 電話番号 ・申込年月日 ・保険種類 ・証券番号※1 または領収証番号※2 ・取扱代理店・仲立人名 ※1 保険契約申込書控に記載してあります。 ※2 証券番号が不明な場合のみご記入ください。 領収証の右上に記載があります。
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。 ただし、ご契約期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、ご契約期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときには、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。
クーリングオフができないご契約	・ご契約期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・通販特約により申し込まれたご契約

契約締結後におけるご注意事項

1．通知義務等　注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。
通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど）いただけない場合は、ご契約を解除したり、事故の際に保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

【通知事項】　「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」

・記名被保険者の個人・法人区分※1
・ご契約の自動車の登録番号、用途車種※1、使用目的※2、使用の本拠地
・ご契約の自動車の電気自動車・ハイブリッド自動車・福祉車両・教習車・レンタカーの該当有無
・前契約の事故の有無・件数

※1 変更後の記名被保険者の個人・法人区分や用途車種などによっては、特約が自動的に付帯または削除されることがあります。
※2 THE クルマの保険のみ対象

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

・ご契約者または記名被保険者の住所、氏名（名称）が変更となる場合※
・保険金額の増額や特約を付帯するなど、ご契約条件の変更を希望する場合
・「運転者限定特約」により限定した範囲外の方がご契約の自動車を運転する場合
・運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転する場合
・ご契約の自動車を譲渡する場合
・買い替えなどにより、ご契約の自動車が変更となる場合
・ご契約者が自ら所有し、かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上となる場合
・車両保険の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき

※ 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の運転免許証の色・次回免許更新年月（THE クルマの保険のみ対象）および生年月日を確認させていただきます。

2．安心更新サポート特約について　契約概要

（ドライバー保険は対象外です。）

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車の場合は、一部のご契約を除き安心更新サポート特約が必ず付帯されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日までに取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

※ 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日

3．解約返れい金　契約概要　注意喚起情報

「ご契約を解約される場合」

ご契約を解約する場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
解約日はお申し出日以降となります※。月割計算により算出した既経過期間に対する保険料と、既にお支払いいただいた保険料との差額を返還または請求させていただきます。ご契約内容と解約の条件などにより、損保ジャパン日本興亜が別に定める基準を満たす場合は、日割計算により既経過期間に対する保険料を算出します。なお、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の合計金額以下になりますのでご注意ください。

※ ご契約の自動車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申し出日以降となります。

【ご注意事項】
お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料が引き落としされることがあります。なお、この保険料が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上の等級は次のご契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

4．ご契約を中断する場合　注意喚起情報

（ドライバー保険は対象外です。）

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からの請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

（注）原則として、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）の翌日から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

その他ご留意いただきたいこと

1．保険会社破綻時等の取扱い　注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

2．個人情報の取扱いに関する事項　注意喚起情報

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報※を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

※ ご契約の自動車の走行情報等を個人情報に準じて取扱います。

①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）をご覧ください。

3．取扱代理店の権限　注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

4．事故件数の数え方

「保険料の主な決定要素と払込方法など」

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

（注）継続前のご契約のご契約期間の初日が平成27年9月30日以前の場合は、取扱いが異なることがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは次の①と②をともに満たす事故です。

①次の事故またはその組み合わせの事故であること。

a. 車両保険事故（車両新価特約事故、リースカーの車両費用特約事故を含みます。）
b. 車両積載動産特約事故
c. 被けん引自動車の車両損害包括特約事故

＋

②事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

a. 火災または爆発（飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。）
b. 盗難
c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
d. 台風、竜巻、洪水または高潮
e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為（次のいずれかに該当する損害を除きます。）
　ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
　イ. ご契約の自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害
　ウ. 被保険者の行為によって生じた損害
　エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
f. 飛来中または落下中の他物との衝突
g. a～fのほか、偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。）

■ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみを支払う事故
・人身傷害保険事故（人身傷害車外事故特約の対象事故を含みます。）
・人身傷害入院時諸費用特約事故
・人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故
・搭乗者傷害特約事故
・無保険車傷害特約事故
・ロードアシスタンス特約事故
・ロードアシスタンス運搬後諸費用特約事故
・ロードアシスタンス事業用特約事故
・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
・事故・故障時代車費用特約事故
・ファミリーバイク特約事故
・弁護士費用特約事故
・個人賠償責任特約事故
・安全運転教育費用特約事故
・車両保険（リースカーの車両費用特約を含みます。）の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故
・普通保険約款基本条項の「無過失車対車事故の特則」の定めにより車両保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故
・盗難時対策費用特約事故

■3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

この書面に記載のない次の項目については「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。
ご契約の自動車の変更（入替）、記名被保険者の変更、団体扱・集団扱、共同保険、事故が起こった場合には

THE クルマの保険 のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

万一、事故・トラブルにあわれたら

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

24時間365日
事故受付・夜間休日の初動

【営業時間】◆24時間365日

0120-256-110

● おかけ間違いにご注意ください。

自動車のトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日
受付・対応

【営業時間】◆24時間365日

0120-365-110

● おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター

【受付時間】◆平　　日：午前9時～午後8時
◆土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089 ●おかけ間違いにご注意ください。

（注）ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

「よくあるご質問」

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

◆パソコン・スマートフォンから

http://www.sjnk.co.jp/

● ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

ナビダイヤル **0570-022808** ＜通話料有料＞

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

●IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
●おかけ間違いにご注意ください。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ

http://www.sjnk.co.jp/mypage/

24時間いつでも「ご契約内容の確認」「各種変更手続き※」「事故対応状況の確認」などが可能です。

※ご住所、ご契約の自動車の変更手続きなどが対象となります。

（注）1.マイページのご利用には事前登録（無料）が必要です。
2.マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の端末によって、一部ご利用いただけない場合があります。
3.携帯電話をご利用の場合は、スマートフォンのみご利用いただけます。

☆保険証券（または保険契約継続証）は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

☆お客さま（保険のご契約者）と記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。

見やすいデザイン UCDA 第三者認証
1S1609007(1)

このパンフレットは、一般社団法人 ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

ちきゅうにやさしい
エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、
●お客さまの環境配慮行動の促進
（エコカー割引、Web証券、Web約款の推進）
●事故による環境的損失の削減
（事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進）
に貢献しています。

エコマーク認定番号：第10 147 007号　使用契約者：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

★「THE クルマの保険」は、「個人用自動車保険」のペットネームです。
★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「個人用自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（約款）」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券（等）の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
Tel:03-3349-3111
＜公式ウェブサイト＞ http://www.sjnk.co.jp/

お問い合わせ先

（SJNK16-50304 2016.9.28）14019-01（16090151）400582-0500